コンプライアンス委員会規程

第１条（目的）
本規程は、一般社団法人日本ろう者テニス協会（以下「本協会」という。）の定款第 40 条第１項に基づいて設置された、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

第２条（委員会の設置）
本協会は、常設の機関として委員会を設置する。

第３条（定義）
本規程において、「コンプライアンス」とは、法令等、本協会が定める各種規程等、その他デフテニスに対する社会的な信頼を得るために遵守すべき倫理の遵守をいう。

第４条（委員会）
１．委員会を構成する委員（以下「委員」という。）は、理事長を除く理事または外部の学識経験者の中から３名を選任するものとする。ただし、委員の１人以上は女性となるよう努める。
２．委員長は、委員の中から選任するものとする。ただし、委員長は、外部の学識経験者となるよう努める。
３．委員会は、委員長が招集し、委員全員の出席をもって成立する。
４．委員会は、１年に１回以上開催されなければならない。
５．委員会の議長は、委員長とする。
６．審議事項は出席した委員の全会一致で決定することを基本とする。ただし、やむを得ない場合には、過半数の同意をもって決定することができる。
７．委員長が必要と認めたときは、委員会において委員以外の者を出席させ、意見または説明を聴くことができる。
８．委員会は、原則として非公開とする。

第５条（審議事項）
委員会は、次に掲げる事項および理事会から諮問された事項を審議し、理事会に報告する。
(1) コンプライアンスの推進にかかる重要な方針の策定に関する事項
(2) コンプライアンスの推進のための啓発に関する事項
(3) ろうテニスに関連する会員または団体における一切のコンプライアンス違反への対応に関する事項

(4) 通報相談窓口の運営に関する事項
(5) その他コンプライアンスの推進に関する重要な事項

第６条（議事録）
１．委員会の議事については、その経過の要領および結果を記載した議事録を作成する。
２．前項の議事録は、原則として非公開とする。
３．第１項の議事録には、委員長が記名押印し、他の委員全員に閲覧させ了承を得るものとする。
４．議事の内容および結果については、理事会において速やかに報告されるものとする。

第７条（理事会への報告）
１．委員会は、第６条第４項による報告に加えて、１年に１回以上、委員会の活動内容について、理事会に対し報告をしなければならない。
２．前項による報告は、書面でなされなければならない。

第８条（通報制度）
１．本協会の理事、職員および定款第６条に定める社員は、コンプライアンス上の問題点を発見した場合は、本協会に対し、方法を問わず、直接その事実を通報することができる。
２．本協会は、前項の通報を受けた場合、委員会に対して通報内容を通知し、委員会において対応を協議する。ただし、当該通報が委員に関する内容である場合、本協会は、当該委員に対しては通報内容を通知してはならず、当該委員は協議に参加することはできない。
３．委員会は、前項による協議の結果、当該通報内容が懲罰事由に該当するおそれがあると判断した場合、速やかに懲罰委員会に事案を報告しなければならない。
４．本協会は、第１項の通報を行った者に対し、通報したことに起因する不利益を一切生じさせてはならない。

第９条（任期）
委員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

第１０条（守秘義務）
委員は、委員会の審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

第１１条（改廃）
本規程の改廃は、理事会の決議による。